

黒子の環境社会学

—地域実践，国家政策，国際条約をつなぐ—

井上 真

(東京大学)

本稿では，地域実践を国家政策や国際条約につなげる実践的政策研究としての環境社会学にどんなことができるのか検討した。まずは，レベルの異なる4つの政策アリーナのうち人々のローカルな生活の場に足場をおきつつ国家に影響を与える「国家の挟み撃ち戦略」を提案した。次に実践・政策過程への関わり方として，表舞台に立つ組織者やファシリテーターとは異なる「黒子」の役割を提案した。

これらの基本的なスタンスにのって実際にどんな研究ができるのか提示するため，新しい国際的メカニズムであるREDD+を取り上げ，地域の実態をより広いレベルの政策アリーナへつなぐことを試みた。そのため，インドネシア共和国東カリマンタン州西クタイ県にて4つの村を対象とし，土地利用に対する住民の選好を明らかにする調査を実施した。その結果，商業的ゴム・プランテーション，伝統的ゴム園，焼畑農業に対する高い選好，果樹園への中程度の選好，籐園およびアブラヤシ農園への低い選好，が明らかになった。その背景要因を検討した結果，REDD+のような国際メカニズムを導入する際には，収益が期待でき，土地収用などの社会的懸念を引き起こさず，人々の多様な生計ニーズを満たすような制度設計が必要であるとの政策的含意を得た。具体的には，国家が権限をもつ林地では企業による森林事業権のなかに住民による非木材森林産物の採取を取り込むこと，地方自治体が権限をもつ非林地では伝統的ゴム園，籐園，果樹園といった二次林に類似した景観をもつ土地利用を炭素事業と関連づけてインセンティブ供与の仕組みを検討すること，などである。

このような研究成果をそれぞれのレベルでのアリーナに関わるアクターに提供する「黒子」としての役割は，環境社会学のなかで積極的に位置づけられるべき研究者像である。

キーワード：国家の挟み撃ち戦略，REDD+，気候変動，インドネシア，土地利用への選好

1. 地域理解に基づく実践的政策研究としての環境社会学

「学問分野の越境」と「アカデミズムからの越境」(井上，2002)は，地域研究，環境学，開発学といった学際的で現場と関わる分野の研究者の多くが，たとえ無意識であったとしても実践してきたことであろう。筆者自身は前者についてはハイブリッド・アプローチ，つまり1人学際の研究プロセスを提示し，後者については村レベルでの参加型アクションリサーチを実施し，その結果に基づいて地方自治体の条例に活かすプロジェクトをインドネシアで試みた⁽¹⁾。

まずは，前者の「学問分野の越境」に関連した小長谷(2013)による示唆に富むエッセイを紹介しよう⁽²⁾。魅力的に輝いていた文化人類学を，隣接する老舗とも言える学問分野からみていた小長谷は「学問の脳死判定基準」を考えたという。第1は，排除の言動が目立つようになること。

井上：黒子の環境社会学

新しい学問であれば「それも〇〇学」と貪欲に領域を拡大するが、脳死寸前の学問では「それは〇〇学ではない」という言動が学会などで目立つようになる。第2は学史が目立つようになること。プロスペクト（展望）よりもレトロスペクト（回顧）が多くなるのは健全ではない。第3は出自の多様性が小さくなること。ある大学の研究室の教員が自分の所の卒業生で占められるようになること、全体としての考え方の柔軟性が低下する。

これらの脳死判定基準は、どんな学問分野であってもその老化現象を感覚的に判断する際に役立つと思う。「それは〇〇学ではない」どころか「それは〇〇派のやり方だ」などという発言を若手研究者が当たり前のようにするようになると、その学問分野の脳死は間近に迫っていると考えたほうが良いだろう。となると、学問の老化現象が進んだことに気づいたとき、あるいは停滞状態をどうにかしようと考えたときは、「原点に返れ」運動よりも、門戸を開いて新しい血を導入し再生を図るほうが有効ではないだろうか。

もちろん、それぞれの学問には作法がある。学問的な方法論があってこそ、学問は成り立つ。だからこそ、新しい学問分野が創成されたあと、次第に方法論が精錬され、それと同時にその学問分野の外枠が明確になり、外部の世界と明確な境界線が引かれるようになる。その後は、外部から隔絶された内輪での「最適化」が進行する。その結果、外部との互換性を失い孤立して取り残され、あらゆる「越境」の試みは拒絶・排除され、ダイナミックな現実社会にとっての意義は失われてゆく。つまり、学問分野の「ガラパゴス化」が進展し、「脳死」に至るのである。

論理的に言えば、脳死を予防するためにはガラパゴス化の回避が不可欠となる⁽³⁾。学問に方法論が不可欠であるかぎり、ガラパゴス化の回避は、どんなアプローチを自分たちの学問分野の方法論として承認するかを判断次第である。この方法論には、概念の定義、分析の視点や枠組み、理論枠組み、記述や解釈の形式など、さまざまなものが含まれる。したがって、極論すると、学会誌の査読など研究成果の評価の際に、どのくらい方法論の幅をもたせて採択の判断をするのかが、ガラパゴス化の進展を回避し、将来の脳死を予防しつつ活力を維持する鍵となる。

環境社会学会の場合、日本社会学会に加入していない会員が2001年時点で7割強を占めていた（船橋，2001）。現在の会員構成はわからないが、社会学以外の分野を背景にしつつも、あまり「硬く」なくある程度「柔らかく」な環境社会学に期待を抱いて参加している会員が多いのではなかろうか。そうである以上、環境社会学のガラパゴス化による脳死はあまり心配なくてよい。実際に環境社会学の研究は、無意識かもしれないが隣接分野を取り込みつつ展開してきているのが事実であろう。

では、後者の「アカデミズムからの越境」についてはどうであろうか。これについても、現場の実践や合意形成へ関与しつつ研究するという意欲的な試みの成果が環境社会学の研究として公表されてきた（茅野，2009；2014；小野，2006；三上，2005；2009）。また、つねに現場と切り結ぶなかで展開してきた環境社会学であるからこそ、市民参加型調査の意義⁽⁴⁾も検討されてきた（丸山，2007；富田，2014：197-202）。このような、いわば「行動する社会学」としての側面と、「環境社会学は、人びとのいとなみ、運動、環境に関する文化や歴史、行政の施策、それらの間の相互作用など全体を広義の環境政策として考える視点に立つ必要がある」（宮内，2001：56）という認識とを合わせて考えると、環境社会学は地域理解に基づく実践的な政策研究を含むものであるという理解に至る。

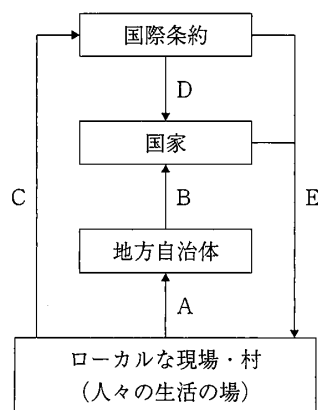
つまり、現場と研究をつなぐという意味で環境社会学は「アカデミズムからの越境」を確実に実践してきたと言える。ただ、政策研究として位置づけられる前記の実践的な研究の場は、ローカルな現場に集中している⁽⁵⁾。そこで、本稿では、これまでの環境社会学では手薄だった研究、すなわち地域の実態を国際的な枠組みにつなぐような政策研究⁽⁶⁾の1つのあり方を検討する。そのため、環境社会学や文化人類学などの論考を参照しつつ筆者自身の経験を相対化し、研究の基本的なスタンスについて論ずる。そして、最近公表した論文に依拠しつつ、ボルネオ先住民による生計選好に基づき、国際的取り決めに適合するかたちで地方自治体や国家の政策を検討する。この検討を通して環境社会学に何ができるのかを示したい。

2. 基本的なスタンス

2.1. 異なるレベルのつなぎ方——国家の挟み撃ち戦略

筆者はかつて国際研究プロジェクトのリーダーを務めた際、開かれた地元主義に基づいてグローバル化のなかで最善の方策を探る「グローカル」なアプローチ（井上編，2003：8-9）を採用した。その際、「地域に密着したフィールド研究をもとにして国際法を活用しながら国家政策の改善を提案する」（井上，2004：152-153）という戦略をとった。この戦略は、まず村人の生計実態に基づく提言を地方自治体の政策に組み込み（図1のA）、国家がそれを意識せざるをえない状況（図1のB）を導く。一方で、フィールド研究の成果を国際交渉の場にインプットする（図1のC）。これにより、国際条約を批准した国家は、地域の生計実態を無視できなくなる（図1のD）。このような「国家の挟み撃ち戦略」を私たちは採ったのである。これは、外部者が主権国家の政策に影響を与えることがきわめて困難であること、および研究者が自分の研究成果に基づいて論文の最後の所で政策的含意（policy implication）を明記しても政策に活かされることはまずないこと、から必然的に導き出された戦略であった。

この戦略のもとで何を具体的にやったのか。地方分権化の初期段階にあった当時、国家の権限は大幅に州（インドネシア語で *Propinsi*）を飛び越えて県（同 *Kabupaten*）に委譲されていた⁽⁷⁾。そこで、まずは村の人々が何を問題に感じていて、どのようにすれば解決できると村人たちが考えているのかを整理し、研究者による分析結果を加えて村人たちとの議論を通してフィードバック



(出所) 筆者作成。

図1 レベルの異なる4つのアリーナ

し、研究成果を改訂するという方法を取った。そして、このようないわば参加型アクションリサーチ（井上，2002：251-252）の結果を、県条例の素案作成のワーキンググループに反映させた。具体的に言うと、現地の大学スタッフがこのワーキンググループのメンバーだったため、素案の段階で筆者自身もかなり重要な点を指摘し、彼を通して修正案を提案した。つまり、原案では森林管理モデルとして慣習林、村落林、住民・企業協力型森林管理の3モデルしか提示されていなかった。しかし、現場の実態からして、村人たちが個人の裁量を発揮できるモデルも選択肢として入れておくべきだと考えた筆者は、私有林の追加を提案したのである。この修正案はそのまま最終案に盛り込

井上：黒子の環境社会学

まれ、県議会で可決され2003年にコミュニティ林業実施条例として施行された（井上，2004：133-135）。この条例は中央政府レベルで物議を醸した。地方分権を早く進めたい内務省がこの条例に好意的だったのに対し、林業省は批判的であった。いずれにせよ、この状態は筆者が描いていた状況（図1のB）どおりであった⁽⁸⁾。

一方で、生物多様性条約などの国際条約では、住民の権利や参加がかなり重要な原則として明記されている。この事実と筆者たち自身のフィールド研究に基づく地域の実態を合わせて内容を準備し、メンバーの1人が国連 NGO ステータスを獲得した団体の一員として気候変動枠組条約の会議に参加し、直接的な効果を狙ってインターベンション（つまり発言）を行った。また、間接的ではあるが、このような国際会議の機会を利用してサイドイベントも主催した。これは図1のCである⁽⁹⁾。このように、合法的ルートを通し国家に対して上下から間接的な圧力をかけることを試みた。

この戦略で見落としていたことが2つある。1つは、三浦耕吉郎が指摘する排除の問題である（三浦，2005）。筆者たちの研究グループは、インドネシア全体としてみると少数派に属し政治力も弱い先住民を研究対象としていた。それは先住民のエンパワーメントを重要課題と考えていたからである。しかし、実際に村には移住者であるジャワ人やブギス人たちがいて、商業を営んでいる場合が多い。インドネシア全体としてみるとこれらの民族集団は政治力があることは動かしがたい現実であるが、東カリマンタンの上流域に商機を求めてやってきた人々は、ローカルな現場では少数派なのである。森林条例の策定作業過程でも、それらの人々による森林利用のことが配慮されたとは思えない。これらの点は反省点である⁽¹⁰⁾。

もう1つは、村人自身によるグローバル化の取り込み（図1のE）を考慮していなかったことである。当時はグローバルなメカニズムがローカルな現場に導入される前だったので無理もない話であるが、今後は考慮することが必須となる。具体的に言うと、1つは、グローバルかつ長期的な課題の解決をローカルな利益と直接結びつける「翻訳」（佐藤，2013：275；丸山，2013：313）の可能性を検討することである。たとえば、京都メカニズムの1つであるクリーン開発メカニズム（CDM）に対し、労働者グループを組織して周囲で計画される植林事業を受託することで程度継続的に現金収入を得ることができる。もう1つは、必ずしも経済的裏づけがなくても多様な人々の部分的な関与を引き出すことで迂回的にグローバルな解決策を取り込む「飼いならし」（丸山，2013：313-314）の検討である。これについてのアイデアは、本稿の後半で論ずる。

2.2. 実践・政策過程への関わり方——黒子としての研究者

次に、異なるレベルをつなぐ主体としての研究者の立ち位置、すなわち実践・政策への距離の取り方について検討する。まずは「被害者の立場」に立った研究である。代表的なのは、岩波書店発行の季刊誌『環境と公害（旧、公害研究）』の編集同人による公害研究（宇井，1968；庄司・宮本，1975；宮本，1981；原田，1989；戒能，1994）や、飯島直子による研究（飯島編，1993）であろう⁽¹¹⁾。筆者が東カリマンタン州に3年間滞在した1980年代後半は、まだ強権的なスハルト時代であり、政府の支持を得ている強大な木材企業と泣き寝入りを強いられている先住民の人々という構図が目の前にあった。したがって、環境問題や開発問題を研究するに際して、「被害者の立場」に立つことに何ら違和感をもたなかった。むしろ、そうすべきだと考えていた⁽¹²⁾。

これと連続しているのが「居住者の生活の立場（生活者の立場）」、すなわち居住者の「生活保全」が環境を保護するうえでもっとも大切であると判断する立場である（古川，1999：145；鳥越，1997：11）。したがって、居住者が「生活破壊」の選択をする場合は、居住者とは対立することになる。熱帯地域でも、目に見えるかたちで企業と住民の間の問題が生じていないケースでは、そこに生活している人々の生計や論理を理解する必要がある。つまり、「地域住民の（生活の）立場」にたつて取り組む必要がある。熱帯地域で1970年代後半から試みられ、今や森林政策の主流として位置づけられるに至ったコミュニティ林業などの参加型森林管理（井上編，2003）は、いわば「生活環境主義」（鳥越編，1989）による政策実践の森林地域バージョンであろう。

これらの立場にたつ研究は地域の実践活動に参加しながら情報収集するわけだが、これを逆から見ると「研究過程への住民参加」（井上，2002：248-252）となる⁽¹³⁾。この考えを進めると、もっと積極的に被害者や生活者による住民運動を「担う」研究者（小野，2006）となる。

一方で、これらのスタンスに対する批判的な意見もある。その典型は「研究者が特定のアクターに肩入れする（「肩入れしている」と見られる）ことによって、対立する他の個人や社会集団に対する調査がしにくくなる可能性があり、それは、問題の全体連関を把握することを目指す環境社会学の調査では、致命傷になりかねない」（三上，2005：128）という主張に見られる。筆者は、アクター間の社会的なパワーの差がかけ離れていることで被害や問題が生じているケースを前提とすると、このよう立場には同意できない。しかし、アクター間の社会的なパワーが同程度かあまり大きくないケースに対しては妥当な意見であろう。このようなケースにおいては、三上直之が述べるように（三上，2009：277）、円卓会議など相互作用の場をつくり出すコーディネーターないしはファシリテーターとしての役割⁽¹⁴⁾を果たすことが研究者に期待されよう。三上は自らの経験に基づき、参加者の4類型、すなわち環境保護団体や地元産業界などの「利害関係者」、個人として円卓会議に参加する「当事者」、公募委員として参加する「一般市民」、学識経験者などの「専門家」、を提示し、特に「当事者」の果たす役割が新たな「公共性」を構築するうえで重要であると指摘する（三上，2005：151）⁽¹⁵⁾。これは、環境社会学ならではの研究成果に基づく指摘であり、高く評価したい。

ここまで述べてきた被害者、生活者、地域住民といったアクターの立場に立つ研究者も、特定のアクターには肩入れせず熟議のための場を作るファシリテーターとしての研究者も、ともに環境実践に「内在的な役割」（脇田，2009：19）を引き受けていると言える⁽¹⁶⁾。これを突き詰めたのが、地域に定住することで自らが利害関係者として地域の問題に深く関わる主体となる「レジデント型研究者」あるいは「レジデント型研究機関」（佐藤哲，2009）に所属する研究者である⁽¹⁷⁾。これらに対峙するものとして、実践の場からは距離をおき、その外部から批判者としてのスタンスを堅持し、「外在的な役割」（脇田，2009：19）⁽¹⁸⁾を果たす研究者像も想定できる。

以上の議論において無意識のうちに前提とされているのは、地元住民を初めとするローカルな現場に登場するアクターを対象とする実践⁽¹⁹⁾であり、ローカルな現場レベルへの介入⁽²⁰⁾である。そこで、一種の思考実験として、本稿では、研究者による実践・関わりの対象と介入のレベルをローカルな現場から、より大きなレベルへと拡大してみたい。その際の研究者像が「黒子」である。主演俳優や助演俳優のような役割を演じることが出来る者は積極的に挑戦すればよい。しかし、国際交渉の場で、国家政策の形成過程で、地方自治体の条例案作成過程で、そしてローカル

井上：黒子の環境社会学

な現場での合意形成過程で、ロビイスト、組織者、運動家、ファシリテーターのように際立つ役割を果たせる研究者はそう多くないはずだ。また、やりたくてもそれを許してくれないケースも多いのではないか。ならば、表舞台で熱演するアクターたちを陰で支え、ときには動かすような「黒子」としてどんなことができるのか検討する意味がある。

思い返せば、「国家の挟み撃ち戦略」の項で述べた筆者自身の試みは、チームとしてみると主演とはいかないまでも、たしかに助演俳優のような役割を果たした。しかし、筆者個人は、実践や関わりの対象者から見ると、存在が見えていなかったり、あるいはただそこに座っていた存在であった。筆者自身はつねに「黒子」だったのである。そこで、以下では具体的な研究成果を紹介し、「黒子」がどんな役割を演じられるのか検討する。

3. ローカルに依拠しつつグローバルとつなぐ政策研究——インドネシアを事例として

インドネシアの森林問題は、異なったレベルでの「複数の正統性が合従・競合する相互作用過程」(安部, 2006: 97) として表出する。つまり、ローカルなレベルでは「人々の共的な‘慣習’や‘生活’の論理と公的な政府・企業の論理との衝突」であり、ナショナルなレベルでは「森林事業の地方分権化と国家による再編という政策的競合」であり、グローバルなレベルでは「国際市場における廉価な資源需要の高まりと稀少な熱帯林の保全圧力」である(安部, 2006: 97)。このうち、最後の部分、つまり「熱帯林の保全圧力」を急速に高める作用を有する新しい国際的メカニズムに着目し、ローカル・レベルでの実態に立脚して他のレベルへつなぐことを試みる。

3.1. REDD+のメカニズム——国際レベル

ここで俎上に上げるのは、気候変動枠組条約のもとで検討されている REDD+ である。REDD+ は、「途上国における森林の減少および劣化による炭素排出の削減 (REDD: reducing emissions from deforestation and forest degradation in developing countries)」および「森林炭素蓄積の保全、持続可能な森林管理、森林の炭素蓄積の増進」を含む政策アプローチおよび正のインセンティブを指す(井上, 2011: 80)。要するに、森林保全のための努力に対して、国際基金、2 国間支援、市場メカニズムを活用して資金的に支援する仕組みのことである。

このような REDD+ に対しては当初から懸念や批判があった。二酸化炭素の吸収ばかり重視した対応により生物多様性が軽視され、草原、湿地、泥炭地など多様な生態系に植林されること、また管理の強化により、先住民の権利が侵害され、地元住民による参加型森林管理が制約を受けることなどである。こうした懸念に対応するため、REDD+ の活動実施にあたり、温室効果ガスの排出削減・吸収増加以外に配慮すべき事項としてセーフガードが必要とされている。合意された 7 つのセーフガードは大きく 3 つにまとめられる(2014 年 5 月 31 日取得、森林総合研究所 REDD 研究開発センター、000526bibform.html)。第 1 は、森林ガバナンスの整備、すなわち国際合意や実施国の法令、制度、主権、国家森林プログラム等に配慮しつつ、透明かつ効果的な森林の管理・統治体制を整備することである。第 2 は、生物多様性の保全、すなわち天然林を転換せず保護・保全し、また生態系サービスに関するインセンティブを付与し、さらに社会・環境的利益の増強

となるような行動を促進・支援することである。第3は、地域住民・先住民への配慮、すなわち先住民や地域住民の知見や権利を尊重し、活動実施による利益の公平な配分を行うことである。

2013年11月にポーランドのワルシャワで開催された第19回気候変動枠組条約締約国会議(COP19)の結果、途上国はセーフガードに関する情報をREDD+活動実施開始後に国別報告書またはウェブプラットフォームを含む報告手段で提出を開始し、その後の提出頻度は国別報告書の更新に合わせて4年ごとに更新することが合意された。今後は各国がセーフガード情報を提供するシステムを整備することになる。しかし、現時点では必ずしも個別の事例に適用できるレベルまで詳細な基準ではない(磯崎, 2013: 5-6)⁽²¹⁾。セーフガードを国家のREDD+政策に組み込む際の課題としては、多分野の政策間の調整とその費用、レベル間の垂直的な調整とその費用、国家がセーフガード関連事項をモニターする能力とその費用、などが指摘されている(Jagger et al., 2012: 314-315)。また、地球規模の炭素市場を通して森林の価値が高まると、どうしても中央集権的なガバナンスへの政治的インセンティブが高まってしまふ(井上, 2011: 84)。このことは、途上国から気候変動枠組条約事務局に提出された34ヵ国の温室効果ガス軽減行動計画のうち、12ヵ国のものが地方分権に言及せず中央集権的な行動計画であると判断される(Phelps et al., 2010: 313)ことから、十分にありえる懸念である。このような状況がセーフガード情報の公表によって本当に避けられるのか。

多くの途上国でREDD+プロジェクトが展開されているが、比較検討した27のうち74%のプロジェクトが、企業など外部の投資家ではなく地域住民が森林減少の主要因となっているエリアを対象としている(スケーブンス・相楽, 2013: iv-v)。これは、開発事業を行う企業よりも地域住民のほうがプロジェクトへの参加について説得しやすい、つまり与しやすいからであろう。国家の利権構造のなかで強い力をもたない住民が居住し活用しているエリアだけでなく、企業による大規模なアブラヤシ農園開発用地などをプロジェクトの対象にできないようでは、REDD+は森林保全策としての有効性をもたないのではないか。さらに、炭素クレジットへの将来需要が不確実であること、ドナーが長期間に渡って一貫した支援をしてくれる確証がないこと、炭素市場が変動するであろうこと、投資家はセーフガードよりも低コストの軽減策を選好することなどより、そもそもREDD+メカニズム自体があまり長続きしないのではないかという懸念も表明されている(Phelps et al., 2011)。

このようにさまざまな懸念もあるが、森林地域に住む人々が森林保全活動に参加することによって金銭的な利益を得られる可能性を少しでも高めるため、国際的な取り決めの枠内で国家の政策とローカルな現場の実態とを結びつけて政策的な含意を導き出すことは、それなりに価値のあることであろう。そもそも事前に何も準備しておかないまま、いきなり国際的なメカニズム⁽²²⁾が導入されたら人々はたまったものではないからである。

3.2. 土地利用および森林管理の国家政策——国家レベル

3.2.1. 土地・森林の類型と所有⁽²³⁾

FAOのデータ(FAO, 2010: 10)によると、インドネシアの国土面積(1億9046万ヘクタール)のうち陸水面積を除く陸地面積は1億8116万ヘクタールである。この陸地面積のうち、実際に森林に覆われている土地面積(森林面積)は9,443万ヘクタール(森林率52%)である。この森林

井上：黒子の環境社会学

面積の所有主体別の内訳は、国有林が8,749万ヘクタール（93%）、私有林が694万ヘクタール（7%）である。しかし、この数値はFAOの基準に合わせたもので、実際の国有林面積ははるかに広い。

インドネシアでは、1992年に制定され2007年に改定された土地利用計画法（直訳すると「空間計画法」）に従って、陸地を「林業区域」（以下、「林地」）と「その他区域」（以下、「非林地」）に区分している。FAOの基準に合わせる修正作業が行われる前のデータ（FAO, 2010:14）によると、陸地のうち71%（1億2774万ヘクタール）は法的な「林地」で、その他29%は「非林地」である。「林地」はすべて国有林である。したがって、前記のFAO統計で用いられている国有林面積は、「林地」（国有林）のうち実際に森林に覆われている68%を指している。次に、「非林地」のうち約13%は森林で覆われており、これが前記の私有林である。つまり、インドネシアの私有林は、「非林地」のなかの登記された私有地上に生育している森林のことである。したがって、前記FAOの所有主体に関するデータは、実際に森林に覆われている場所に限定した場合の数値であり、「林地」（国有林）のうち叢林や森林に覆われていないとされる32%の土地は含まれていないことに注意が必要である。

「林地」は国有であり、すべて林業省の権限下にある。この「林地」は、1983年の「合意による林地利用計画」に基づき、「生産林」「保安林」「保全林」「転用可能な生産林」⁽²⁴⁾に区分されている。「転用可能な生産林」の非林業的利用（アブラヤシ農園など）に林業省が同意した場合、その土地は土地利用計画法上の「非林地」として区分され、地方政府（県もしくは市）の管轄下に置かれる。ただし、企業がその土地に対して森林事業権等を有している場合は、権利期間が終了するまで企業が伐採事業を継続し、期間終了後に土地の法的位置づけを「非林地」に転換することになる。

3.2.2. 慣習林の法的位置づけの転換

インドネシアでは、各種の法律が憲法に違反しているかどうか判断する権限をもつ司法機関として憲法裁判所が設置されている。この憲法裁判所が2013年5月16日に画期的な判決を出した（Aliansi Masyarakat Adat Nusantara, 2013）。これにより、「慣習林は慣習共同体エリアの中に位置する国有林である」という林業法（1999年法律41号）の第1条6項は、「国有林」という用語を削除して「慣習林は慣習共同体エリアの中に位置する森林である」へと修正されることになった。この判決を受けて、林業省は、2013年7月16日に林業大臣通達（2013年第1号）にて所有主体による森林類型を「国有林、慣習林、私有林」の3類型に変更することを表明した。

これにより、先住民共同体による林地の所有権が法的に認められることも可能となる。なぜ、「可能となる」と表現したのか若干の説明が必要であろう。詳細は省くが、先住民たちは実際に慣習的な森林の利用・管理を実施してきており、焼畑農業利用を認めない保全林も存在する（Nanang and Inoue, 2000; Imang et al., 2009）。したがって、本来ならば先住民たちが「林地」（国有林）のなかのこのような森林に対して所有権を請求するケースが激増するとの予測が成り立つ。しかし、1999年林業法の第5条および第67条に基づき国有林のなかの慣習林を承認してもらうためには厳しい要件⁽²⁵⁾があり、また現在まで慣習林を承認するための手続きなど詳細を定めた規則類が制定されていない⁽²⁶⁾のが現状である。となると、国有林から外す「慣習林」を承認するための要件や手続きはどのくらい厳しいものになるのか、また公平な判断が行われるのか不確

定な面が多い⁽²⁷⁾。慣習林の扱いは、気候変動対策とも絡め、今後の動向を注視する必要がある。

3.2.3. 気候変動対策としての森林政策

インドネシアは2007年にバリで開催された第13回気候変動枠組条約締約国会議(COP13)以来、温暖化対策に強い関心をもちさまざまな取り組みを行ってきた。現状のまま対策を講じない場合(BAU: Business as usual)と比べ、20年までの温室効果ガスの排出を26%削減するという自主目標を掲げている。そして、10年にノルウェー政府との合意に基づき、REDD+戦略の策定や原生林および泥炭地の森林事業権の新規発給の2年間停止を含むREDD+へ向けた取り組みを強化した⁽²⁸⁾。そして、省庁横断型のREDD+タスクフォースが12年6月にREDD+国家戦略(Indonesian REDD+ Task Force, 2012)を公表した。この戦略に沿って、REDD+の政策策定や実施に責任をもつ機関としてのREDD+庁が13年9月に新設された。REDD+庁が実質的にどのくらいの権限をもてるのかは、関連する省庁のうちとくに林業省、鉱業資源省、農業省とのパワーバランス次第であろう。石炭採掘やアブラヤシ農園開発によって森林が侵食されている現状からすると、前述のREDD+セーフガードを意識せざるをえないREDD+庁の権限が効果的に機能すれば、農園開発や石炭採掘による森林減少を抑制するだけでなく、森林ガバナンスの改善にも資する可能性がある。

以上の動きに先立ち、林業省は2009年に大臣令を2つ発行した。大臣令第30号では、REDD+がすべての森林機能類型およびすべてのタイプの森林生態系を対象とすることなどが明記された。また、大臣令第36号では、25年間の炭素事業のための免許交付手続きが定められた⁽²⁹⁾。さらに、この大臣令の補遺Ⅲとして、政府、地元コミュニティ、プロジェクト・スポンサーの3者間で森林炭素事業による利益をどのように分配するのか定めている(Inoue et al., 2013: 253-254)⁽³⁰⁾。ここで重要なのは、森林炭素事業はすべて森林事業権など既存の権利に基づくものであり、私有林を除いてすべて「林地」を対象としていることである。インドネシアには、村落林やコミュニティ林といった参加型森林管理制度が存在するが、これらの対象は「林地」(国有林)に限定されている。これは、カリマンタンのように土地の私有権が登記されていない先住民エリアでは、「非林地」に区分される土地に慣習的保全林などの森林が存在し、住民たちがその管理を行っていても、森林炭素事業として認められないことを意味する。

3.3. 東カリマンタン州における先住民の生計選好——ローカル・レベル⁽³¹⁾

3.3.1. 調査地の概要

東カリマンタン州⁽³²⁾は、州別の森林面積はパプア州、中カリマンタン州に次いで国内第3位である。にもかかわらず、自然林に対する森林事業権面積は国内第1位で25%を占め、年間許容伐採量も国内第1位で27%を占める。これより、東カリマンタン州には商業伐採に適する比較的良好な森林が広がっていることがわかる。調査対象の西クタイ県⁽³³⁾は、マハカム川の上流部に位置し、マレーシア・サラワク州と接する。人口密度は5.3人/km²と低い。生物多様性の高い森林が広がり、自然林を対象とする木材伐採の最前線でもある。

州都サマリダ市からのアクセスに応じて4村を調査対象地として選んだ。アクセスが困難な順に、マハカム川本流の上流にあるLT村(バハウ人)、同じくマハカム川本流の上流にあるBM村(ケニャ人)、マハカム川支流の上流にあるBS村(ブヌア人)、そして西クタイ県都の近郊の

井上：黒子の環境社会学

SD村（トニョイ人）である。前者の2村には船でしか行けないが、後者の2村には自動車でも行くことができる。基本的に人々のおもな生計手段は現在でも焼畑農業である。しかし、県都近郊のSD村では、1950年代から伝統的ゴム園を導入した人々が、80年代以降は政府やアジア開発銀行の支援を得て高収量品種を活用する商業的ゴム・プランテーションを造成し、おもな収入源としている。

3.3.2. データの収集方法

調査の目的は、3年後の収入源と土地利用に関する人々の選好を効率的に知ることであった。調査対象地は、筆頭著者である筆者のみならず論文の共著者たちが、長年にわたって長期滞在を含むフィールドワークを繰り返してきた場所である。したがって、土地勘もあり人々の生計などについてもおおよそ把握していた。このような前提のもと、筆者が調査票の素案を作成し、共著者との議論を通して完成させた。そして、2010年11～12月に共著者が分担して村ごとに30～70人の既婚男性を選び簡単な調査票調査を実施した。男性を選んだのは、この地域では土地利用などについて家庭内の意思決定権をもつのは男性だからである。また、既婚者を選んだのは、独身男性と比べて移出の可能性が低いため、3年後の選好を知るのにより適しているからである。

収入源については省略するが、土地利用については、焼畑農業、伝統的ゴム園、商業的ゴム・プランテーション、籐園、果樹園、アブラヤシ農園など11のオプションを提示した。そして、この11の土地利用オプションをペアワイズ・ランキング法（総当たり比較法）⁽³⁴⁾により順位づけした。

この調査では、人々の純粋な土地利用選好を知りたかったので、REDD+のことはいっさい口にしなかった。これにより、REDD+による利益への期待から生じる政治的バイアスを避けることができたはずである。

3.3.3. 土地利用の選好から見える生計戦略

村ごとに選好の順位づけを行った結果が表1である⁽³⁵⁾。すべての村の人々は、商業的ゴム・プランテーションと伝統的ゴム園に対して高い選好を示した。これは、これらの純現在価値や土地収益性が他の伝統的土地利用に比べて高い（Terauchi et al., 2014 : 267）ことを人々が直感しているからであろう。同様に焼畑農業に対しても人々は高い選好を示した。焼畑農業の土地収益性と労働収益性はともに中位（Terauchi et al., 2014 : 267）であるが、主食である陸稲の確保という

表1 土地利用に対する人々の選好

(単位：1人当たりの平均スコア)

村	土地利用の選好順位			
	1位	2位	3位	4位
LT	焼畑農業 (8.2)	伝統的ゴム園 (7.7)	商業的ゴム・プランテーション (7.3)	カカオ園 (7.1)
BM	商業的ゴム・プランテーション (7.1)	伝統的ゴム園 (6.4)	カカオ園 (6.3)	焼畑農業 (5.9)
BS	伝統的ゴム園 (8.6)	焼畑農業 (6.4)	商業的ゴム・プランテーション (6.1)	果樹園 (6.0)
SD	商業的ゴム・プランテーション (9.6)	伝統的ゴム園 (8.9)	焼畑農業 (6.2)	果樹園 (5.8)

(出所) Inoue et al. (2013) のTable 5を修正.

点できわめて重要な生業である。また、自然との多様な関わりによって形成されてきたボルネオ先住民の生業複合の基盤として、焼畑農業をそう簡単に止めるわけにはいかないのである。

果樹園の選好は中位であったが、これは純現在価値と土地収益性は低いものの、労働収益性がきわめて高い (Terauchi et al., 2014 : 267) ことで説明がつく。籐園への選好は低かったが、それは昨今の売値では純現在価値が負になってしまう (Terauchi et al., 2014 : 267) ことから当然であろう。しかし、籐園は生産の融通がきく (寺内ほか, 2010) ため人々のセーフティネットとして依然として重要である。

アブラヤシ農園はきわめて高い純現在価値と土地収益性を有する (Terauchi et al., 2014 : 267) にもかかわらず、人々の選好は低い。もちろん、高い収益への期待はあるが、土地を収用されることなどを懸念 (河合・井上, 2010) しているからだ。BS村において、村の居住域や農地から遠く離れた場所にかぎってアブラヤシ農園企業の操業に合意していることから、自分たちの生計手段はしっかりと確保したうえで、追加的な利益を期待していることがうかがえる。

以上より、人々はそれぞれの土地利用の特徴を評価し、それを多様な生計ニーズに応じて、柔軟に組み合わせるといった生計戦略をとっていることがわかる。

3.3.4. 人々の行動原理⁽³⁶⁾

このような現在の生計戦略は、わりと変わりにくい行動原理を基盤として成り立っていると考えられる。ここ 50 年くらいの時間枠で振り返って見ると、人々の生計手段は徐々に変化してきた。焼畑のサイクルは次第に短くなり、大豆、カカオ、コーヒー、ゴムなど世界市場の動向に応じて儲かりそうな商品作物を導入した。また、沈香、籐、ツバメの巣など、そのときどきで市場価格のよい非木材森林産物を選んで採取し、現金の必要に応じて木材伐採労働など出稼ぎにも行った。これは、いわば自然生態系や経済状況の変化に対する恒常的な順応と言える。

この順応を可能としたのが、森林生態系と焼畑農業である。焼畑農業により、人々は重要な主食である米を確保できた。乾期が長引いて米が不作になっても、森のなかでイモ類や果実などを採って凌ぐことができた。森や焼畑農業がセーフティネットの役割を果たしたのである。だからこそ、ボルネオ先住民ダヤック人は、安心感をもってそのときどきで儲かる生計手段を積極的に選択できた。これが焼畑民族の行動原理だと筆者は理解している。

ところが、2000 年代後半から、企業による大規模なアブラヤシ農園の開発が急速に進みつつある。アブラヤシ農園が開発されると、その土地でこれまでのように焼畑、ゴム園、籐園、カカオ園、果樹園など多様な土地利用を組み合わせる生計を維持することは、かなり長期間にわたってできなくなる代わりに、多くをアブラヤシ農園に依存した生計を維持することになる。いわば、不可逆的な生活スタイルの転換が待っている。そればかりか、1つの村のなかで賛成する人と反対する人が反目しあい、村人どうしの人間関係が崩れてしまうケースも見られる。何よりも、ボルネオ先住民の生計にとってのセーフティネットであった森林が消失することの意味は大きい。

3.4. 望ましい制度設計と現場の対応——レベル間の関連

ローカルな現場の実態に基づくと、REDD+のような国際メカニズムを導入する際には、収益が期待でき、土地収用などの社会的懸念を引き起こさず、人々の多様な生計ニーズを満たすような制度設計の必要性が示される。この政策的含意の具体的内容は次に示すとおりである。

井上：黒子の環境社会学

まずは、国家（林業省）の権限下にある「林地」（国有林）について検討する。人々は、ツバメの巣、^{じんこう}沈香の木片、樹脂、野生動物といった非木材森林産物からの収入を依然として期待していた。したがって、「林地」内にあるこれら非木材森林産物の採取地が村から離れていたとしても、人々はこれらを生計資産として活用する可能性がある。一方で、企業の森林事業区内で木材伐採や植林の労働者として働くことへの期待はなかった。以上より、企業が取得する森林事業権に、住民による非木材森林産物の採取をうまく組み込むことを検討すれば、住民と企業が win-win の関係を結び REDD+ の利益を得ることが可能となる。

次は、地方自治体（県政府）の権限下にある「非林地」について検討する。「非林地」のうち登記された私有地以外は国有地と見なされる。したがって、私有地がないに等しい西クタイ県の「非林地」はほとんどが国有地である。さて、調査より、焼畑農業の継続、伝統的ゴム園および商業的ゴム・プランテーションの造成と拡大、カカオ園の造成は、3年後にも人々にとって重要な生計手段であると認識されていることがわかった。これらの土地利用に続いて籐園や果樹園にも期待していた。商業的ゴム・プランテーションの景観とは違って、伝統的ゴム園、籐園、果樹園は自然の二次林と混ざっており、景観も森林によく似ている。したがって、かなりの量の炭素貯留が可能なのである。現在のインドネシア政府が承認する森林炭素事業は「林地」に集中しているが、「非林地」上にある森林および森林に類似した景観を有す土地（伝統的ゴム園、籐園、果樹園など）も炭素事業と何らかの関連づけをしてインセンティブの供与する仕組みを検討してはどうか。

また、「慣習林」については、まずは実施のための公正なガイドラインの作成が重要である。そのうえで、そのガイドラインに従ってやはり公正な運用が確保されるよう監視メカニズムを設置することが不可欠である。これらの条件が整えられてはじめて REDD+ メカニズムへの活用の検討ができるようになる。具体的に言うと、地域の人々はこれまで「慣習林」を実質的に維持管理してきた。この管理が REDD+ 活動として正式に認められれば、追加的な経済的インセンティブを得ることが期待できる。したがって、土地所有が国有から変更になった後であっても、「慣習林」の管理を REDD+ 活動として承認することが望ましい。

以上の提案は、すべてローカルな現場の実態を地方自治体や国家の政策改善へとつなぐ（図1のA, B）営みである。

一方で、どんな制度が提示されようが、人々は生計維持のためのセーフティネットを確保したいであろう。つまり、森林生態系の保全、およびその存在を前提として成立する焼畑農業の継続である。このうち、森林生態系の保全は REDD+ のセーフガードとしてメカニズムに組み込まれているので、セーフガードを実質的に確保する方向で取り組む必要がある。つまり、これまでの論点の延長線上で対策を検討すればよい。問題とされそうなのは焼畑農業である。これについては、アグロフォレストリーの導入などにより、改良型焼畑農業システムを人々と NGO や研究者と一緒に検討してはどうか。これは REDD+ メカニズムをいわば「飼い慣らし」（丸山, 2013: 313-314）する具体的なアイデア（図1のE）と言える。

IPCC 第5次評価報告書によると、気温上昇を産業革命前に比べて2度未満に抑えるという目標を達成するためには、2050年に世界の温室効果ガス排出を10年比で40~70%削減し、2100年には排出ゼロにしなければならない。これが実現できない場合はもちろん、実現できたとして

も現在よりもさらに気温が上がるのだからさまざまな影響がでることは避けられない。したがって、気温の上昇、局地的な豪雨、干ばつなどに対して人々が「適応 (adaptation)」できるよう準備しておくことが必要である。土地利用や生計手段のレジリエンスを高めるための取り組みは、住民たちにとっても実は重要なことなのである。そのための契機として REDD+メカニズムを活用し、むしろ住民側から積極的に取り組むことが望ましいのではないか。

4. 「黒子」としての振る舞い

国際交渉の場をつねに国益に基づく発言が求められる担当者の苦勞は計り知れない。そのような国際交渉担当者にとって、自然科学的な観点からの情報提供や最新情報を漏れなくフォローした政策動向分析は不可欠であろう (井上, 2011: 78)。交渉担当者にすぐに使ってもらえる政策分析には機動力が不可欠であり、講義やゼミなどの教育業務にかなりの時間を振り向けている大学教員や、フィールドワークを実施している研究者にはとてもできそうにない。したがって、環境社会学は、実用性や速報性には頓着せず、当該の問題について考える際の基盤となるような論点を提供し、迷ったときには何回でも戻ってきて参照されるような政策研究を堂々とやればよい。つまり、政策アナリストが交渉官 (主演俳優) を引き立たせる助演俳優であるならば、環境社会学は政策アナリスト (助演俳優) の参照基準を提供する「黒子」として無名の貢献をすることができる⁽³⁷⁾。

国家や地方自治体レベルでの政策形成過程に対しては、日本であれば審議会委員、途上国であれば JICA の政策アドバイザーなどとして直接関与することも可能である。したがって、環境社会学が主演俳優や助演俳優として貢献するケースも想定できる。しかし、誰でも、いつでも、どの国でも、それが可能なわけではない。下手をすると、犬の遠吠えで終わってしまうこともある。意外にも、多くの人が、いつでも、さまざまな国を対象に実施できそうなやり方が身近にある。無意識のうちに実行していた人も多いはずだ。それは、自分の書いた論文を政策形成過程に関わっている複数の人に送ることである。外国の場合は国際ジャーナルに掲載された英語論文をさまざまな関係者に積極的に送るのである。これによってわりと容易に「黒子」になれる。

ローカルな現場や村でならば、すでに論じたように環境社会学徒はファシリテーターなどの主演俳優や助演俳優としてさまざまな試みを行ってきている。しかし、やはり誰でもそれができるわけではない。また、同じ人であってもできる時もあればできないときもある。実践活動への参加が至上価値になってしまっただけとはいけない。実践への関わり方 (距離の取り方) は、各々の状況 (職場環境, 健康状態, 家族周期) に応じたしなやかな対応により自ずと決まってくるものだろう。あまり無理して関わろうと力むことはなかろう。筆者のように自然体で長くつきあうという関わり方があってもよいだろう。筆者の不安は、カリマンタンの人々が二酸化炭素削減といったグローバルな価値をうまく「使いこなしている」(宮内, 2013a: 25) と言える状況を築ことができるかどうかである。フィールドに行く時間も回数も決定的に不足しているなかで、「内在的な役割」(脇田, 2009: 19) を引き受けながらの「黒子」としていつまでも関わり続けたいと思っている。

「黒子」の環境社会学はけっしてやむをえず受動的に実現させるものではない。むしろ、今後

井上：黒子の環境社会学

の環境社会学のあり方として、積極的に位置づけるべき研究者像である。

注

- (1) これについては、3節で後述する。
- (2) この部分は井上（2014a）を抜粋・修正した内容である。
- (3) もちろん、ガラパゴス化の進展がプラスに作用する学問分野も存在するであろう。
- (4) 2007年発行の『環境社会学研究』第13号では、特集・小特集「市民調査の可能性と課題」として丸山（2007）を含む8編の論考を掲載している。
- (5) 茅野（2014：266）は「社会制御システム→変革課題の設定→政策議題への転換→定常的課題への内部化」というサイクルを想定し、社会変動について論じている点で視野をローカルな現場に限定しているわけではない。ただ、事例として取り上げられているのは、やはりローカルな現場における課題設定アリーナや政策決定アリーナである。荒川（2004）は、このような政策サイクルに参加するアクターの「異質性の維持」の重要性を論じていて示唆的である。宮内（2001）による住民自身が環境を保全してゆくしくみとしての「環境自治」もローカルな現場を対象とする議論である。
- (6) 池田（2001）は、ローカルとグローバルをつなぐことを意識した稀少かつ貴重な研究である。
- (7) その後、地方自治法の改訂により、県の権限は縮小され、州の権限が強化されて現在に至る。
- (8) 結局、林業省との政治的な綱引きの結果、先進的だったこの条例は親条例である森林条例とともに2009年に廃止されてしまった。
- (9) 「先住民共同体保全地域（indigenous and community conservation areas：ICCAs）」（Borrini-Feyerabend and Kothari, 2008）の意義を理解しその活動を支援する ICCA コンソーシアム（佐藤, 2013：275-276）の活動も、同様な戦略と見なすことができる。
- (10) 弱者の排除に関連して、安部（2006：97-98）は、筆者が提案した「協治」（井上, 2004：125-155）を、住民による「受動的環境不正義の是正としての環境正義」の主張から「コミュニティの環境正義とグローバルな環境正義をつなぐ公共性の環境正義」（池田, 2005：14-18）の議論へと移行させようという野心的な試みとして評価している。なお、宮内（2013b：326）の言う「順応的ガバナンス」は試行錯誤しながら変化させてゆくという柔軟性に焦点を当てた「協治」の一形態と考えることができる。
- (11) 環境社会学会の元会長である長谷川公一は、誰のための研究なのかなど宇井純の問いかけは「今も環境社会学者に首筋に匕首のように突きつけられている」（長谷川, 2007：221）と述べている。
- (12) 社会的なパワーが一方向に働いた結果生じた環境「問題」に対して「中立」的な立場はその非対称な関係を黙認するに等しい。したがって、厳密な意味での中立性をフィールドワークに求めるべきではない（井上, 2002：246-248）。このことを「中立性の落とし穴」として講義で説明してきた。
- (13) 筆者はギボンズ（1997）のモード論を参照しつつ、この「研究過程への住民参加」について論じた（井上, 2002：248-249）。アカデミズムと社会实践の闘争史をアメリカの公共民俗学を事例として整理したうえで、研究者のみならず「アカデミックの外の場」の人々によっても展開される「新しい野の学問」（菅, 2013：206）の概念は、研究対象地の住民のみならず多様なアクターを含む研究を指し、より広い概念である。
- (14) 茅野（2009：36）は、「組織者（オーガナイザーやファシリテーター）」としての貢献という言葉で、同様の指摘をしている。一方で、別の意味の「組織者」もある。たとえば、柿澤（2001：51）は、問題構造の総合的な解明にむかって環境に関わる社会諸科学を組織化する役割を環境社会学に期待している。
- (15) 丸山（2007：14）は、科学知批判の妥当性と当事者視点の有効性について論じている。
- (16) 井上編（2006）は、若手研究者が自らの経験に基づき異なるスタンスから内在的役割について論じたものと言える。この本を鈴木（2007）は次のように整理する。まず第1部「フィールドに沈潜する」の論考に共通するのは、フィールドに関する研究者の専門知の研磨が、フィールドの人々への貢献の前

提になるという見解であろう。第2部「地域の将来を考える」の執筆者に共通なのは、調査対象地域の開発シナリオを研究者が慎重に検討し、その結果を公表していくという研究スタイルである。第3部「現場のリアリティを政策へ接合する」の記述から読み取れるのは、政策の効力はひとえに政府／行政の取り組みで決まるものではなく住民の対応が決定的に重要であること、それゆえ研究者は住民の状況を分析したり住民の行動に理解を示したりすることで、有効な政策実現に寄与できるという見通しである。第4部「実務に関わる」の執筆者に共通なのは、質の高い開発援助のために学術的なフィールドワークの方法論や成果に大きな期待を寄せている点である。そのうえで、「多くの文化人類学者が本書に示された研究と実践の連続体を意識し、その中での自分の位置とその役割を自覚することができれば、文化人類学はこれまで以上に学術性と実践性を高めていくことができるだろう」（鈴木、2007：425）と評価している。

- (17) 菊地（2013）は自らの立場性について触れていないが、レジデント型研究者と言える。
- (18) 脇田は佐藤仁（2009）の論文のスタンスをこのように位置づけている。「科学が判断を助け、技術がその判断を実現可能にする手段を提供し、ガバナンスがその判断を大間違いのないものにしてくれるとしても、判断の良さそのものや『違ったあり方』を探求する必要性は消滅しない。判断そのもののあり方、データになる前の経験の取り上げ方を追求する学問もまた必要である」（佐藤仁、2009：50）という佐藤の指摘は、環境社会学に期待されるもう1つの役割であろう。
- (19) 開発人類学は外部からの介入、すなわち開発行為を研究対象とする。したがって国際機関、外国ドナー、国家という異なるレベルでの政策過程の一環としてローカルな現場での実践を位置づけ論じている。そして、実践の対象には現地の人々だけでなく開発援助の実務者も含まれる。関根（2007）による開発援助に関わる人々との「創発的協働」と、開発援助業界で常識となっている「文法」への「戦略的迎合」の提案は、このような前提にたった議論である。
- (20) 環境社会学では研究者が内在的に関わることについてとまどいがないように見える。これに対して、人類学では、環境保全や人権尊重といった価値基準を承認して異文化への介入を正当化する「普遍主義」の肥大化に対して、固有の価値を重視する「相対主義」の立場からその危険性が指摘されてきた。松田は、どのような世界認識、価値基準のもとに「関与」や「介入」が可能なのかという問いについての議論を欠いた「関与」や「介入」は、植民地時代における「文明の伝導」に参画したかつての人類学と何の違もない、と批判する（松田、2013：20）。そして、「普遍主義」と「相対主義」という2つの世界観を接合する第三の道として、生活論に基づいた両者の折り合いに着目している。なぜなら、生活者は自らの価値基準の範列的操作によって2つの世界観の対立を飛び越えて現実を構成しているからである。そして、2つの世界観を「生活世界のなかに再定位してもう1つの別の次元で両者の共存・折衝・接合・住み分けを展望することで、人類学は『関与』と『介入』の回路の可能性を獲得することができる。その試行錯誤の先にこそ現代社会と切り結ぶ日常人類学の世界が開けてくるのである」と結んでいる（松田、2013：21）。
- (21) 磯崎博司は、既存の諸条約のもとで採択されているさまざまな原則、基準、指標、手段、ガイドラインなどを分析し、共通項目を探ることで、望ましいREDD+に必要なセーフガード項目の全体像を構成することを試みている（磯崎、2013）。
- (22) 炭素市場を含む資金メカニズムの議論などは、きわめて専門性が高いうえ展開が早いので、理解するのが困難である。したがって、専門性の高いコンサルタントの存在が不可欠となる。本来ならば、そのためのコストを含めて新規メカニズム導入の費用対効果の検討が必要ならばであろう。
- (23) 3.2.1.の記述のうち引用文献を示している箇所以外はInoue et al.（2013：253）に依拠したものである。
- (24) FAO統計での国有林は「転用可能な生産林」を除く「林地」の面積である。
- (25) 慣習法共同体が慣習的な制度を遵守していること、慣習林が明確な境界を有するとともに周辺の社

井上：黒子の環境社会学

会から承認されていること、森林に関する慣習法の枠組みが存在しかつ実行されていること、慣習法共同体が生計、信仰、社会的活動の面で森林に依存していること、などが慣習林として認められる条件となる。

- (26) 林業法が制定された翌年（2000年）には慣習林に関する規則案が提示された。その後、さまざまな意見を踏まえて2007年に改訂版が作られたが、制定されるには至らなかった。
- (27) 憲法裁判所の判決後の2013年8月29日にジャカルタで開催された林業法に関する国家ワークショップにて、林業大臣は慣習林承認のメカニズムを構築するための戦略的ステップを公表した（私的情報）。そのなかで、大臣は慣習林を承認するための規則は林業法に基づく（注25に示した内容）ことを再確認した。
- (28) 取り組みの詳細は、Gene（2012）を参照されたい。
- (29) 2014年6月8日時点でインドネシア林業省のウェブサイトで確認したが、まだ09年林業大臣令第36号は修正も廃止もされていないようである。
- (30) ただし、この利益分配方式は、財務省の権限への干渉となるということで問題視されており、財務省が結果ベースの基金メカニズムや特別交付金などの代替案を検討中である（Gene, 2012: 23）。
- (31) 3.3.項の記述のうち引用文献を示している箇所以外はInoue et al.（2013: 253）に依拠したものである。
- (32) 2013年に北カリマンタン州が東カリマンタン州から分離した。本稿では、分離前の東カリマンタン州について述べる。
- (33) 2013年にマハカム・ウルー県が西クタイ県から分離した。本稿では、分離前の西クタイ県について述べる。
- (34) 調査対象者に一對の土地利用オプションを見せ、3年後にどちらが自分にとって重要なのか選んでもらう作業をすべてのオプションの組み合わせで実施する。調査終了後に、調査対象者ごとの土地利用の選好順位に応じてスコアをつける。他のすべてのオプションより強い選好をもつ土地利用は10点（勝ち数10回）、他のすべてのオプションより弱い選好の土地利用は0点（勝ち数0）となる。そして、村ごとに1人当たり土地利用オプションの平均スコアを算出した。
- (35) 村ごとに複数のリーダーたちとの共同作業を通して、調査対象者を簡易豊かさランキング法により三階層（きわめて豊か、豊か、普通）に類型化した。しかし、本稿では村ごとの平均値のみの提示にとどめる。
- (36) 3.3.4.の記述は、井上（2014b）に基づいている。
- (37) それぞれの研究者にはそれぞれの貢献の仕方があるはずだ。すぐに「役立つ研究」ではなければ価値を認めないというような極端な意見は視野の狭い偏狭な意見である。

文献

- 安部竜一郎, 2006, 「途上国の自然資源管理における正統性の競合——インドネシア・南スマトラの事例から」『環境社会学研究』12: 86-103.
- Aliansi Masyarakat Adat Nusantara (AMAN), 2013, “Constitutional Court Ruling Restores Indigenous Peoples’ Rights to Their Customary Forests in Indonesia,” (2014年6月8日取得, <http://www.forestpeoples.org/partners/aliansi-masyarakat-adat-nusantara-aman-indigenous-peoples-alliance-archipelago>).
- 荒川康, 2004, 「自然環境をめぐる問題の位相——栃木県市貝町多田羅沼を事例として」『環境社会学研究』10: 75-88.
- Borrini-Feyerabend, G. and A. Kothari, 2008, *Recognising and Supporting Indigenous & Community Conservation: Ideas & Experiences from the Grassroots*, CEESP briefing note 9.

- 茅野恒秀, 2009, 「プロジェクト・マネジメントと環境社会学——環境社会学は組織者になれるか, 再論」『環境社会学研究』15 : 25-38.
- , 2014, 『環境政策と環境運動の社会学——自然保護問題における解決過程および政策課題設定メカニズムの中範囲理論』ハーベスト社.
- FAO, 2010, *Global Forest Resources Assessment 2010-Country Report: Indonesia, Forestry Department*, Food and Agriculture Organization of the United Nations, Rome, (2014年5月31日取得, <http://www.fao.org/docrep/013/a1531E/a1531E.pdf>).
- 船橋晴俊, 2001, 「環境社会学の方法意識」『環境社会学研究』7 : 3.
- 古川彰, 1999, 「環境の社会史研究の視座と方法」船橋晴俊・古川彰編『環境社会学入門——環境問題研究の理論と方法』(社会学研究シリーズ 理論と技法 25), 文化書房博文社, 125-152.
- Gene, E. I., 2012, *Indonesia REDD+ Readiness: State of Play (IGES Discussion paper No.FC-2012-04)*, Institute for Global Environmental Strategies, (2014年5月31日取得, <http://redd-database.iges.or.jp/redd/download/link?id=13>).
- ギボンズ, マイケル編/小林信一監訳, 1997, 『現代社会と知の創造——モード論とは何か』丸善.
- 長谷川公一, 2007, 「社会学批判者としての宇井純——社会学的公害研究の原点」『環境社会学研究』13 : 214-223.
- 原田正純, 1989, 『水俣が映す世界』日本評論社.
- 飯島伸子編, 1993, 『環境社会学』有斐閣.
- 池田寛二, 2001, 「地球温暖化防止政策と環境社会学の課題——ポリティックスからガバナンスへ」『環境社会学研究』7 : 5-23.
- , 2005, 「環境社会学における正義論の基本問題——環境正義の四類型」『環境社会学研究』11 : 5-21.
- Imang, N., M. Inoue and M. A. Sardjono, 2009, "Importance of Boundaries in Customary Resource Management under Decentralized Policies : Case Study in Indigenous Kenyah Dayak, East Kalimantan, Indonesia," *Journal of Forest Economics*, 55(3) : 25-43.
- Indonesian REDD+ Task Force, 2012, *REDD+ National Strategy*, Jakarta, Indonesia.
- 井上真, 2002, 「越境するフィールド研究の可能性」石弘之編『環境学の技法』東京大学出版会, 215-257.
- , 2004, 『コモンズの思想を求めて——カリマンタンの森で考える』岩波書店.
- , 2011, 「温暖化防止対策としての森林保全——REDD+制度設計の課題」森林環境研究会編『森林環境2011——国際森林年——森の明日を考える12章』森林文化協会/朝日新聞社, 78-87.
- , 2014a, 「学問の再生と創成——ガラパゴス化の回避」『JAMS News (日本マレーシア学会 会報)』57 : 2-6, (2014年5月5日取得, <http://jams92.org/NLindex02.html#NL57>).
- , 2014b, 「ボルネオ先住民の行動原理」日本森林学会監修/井出雄二・大河内勇・井上真編『教養としての森林学』文永堂出版, 135-136.
- 井上真編, 2003, 『アジアにおける森林の消失と保全』中央法規.
- , 2006, 『躍動するフィールドワーク——研究と実践をつなぐ』世界思想社.
- Inoue, M., M. Kawai, N. Imang, D. Terauchi, F. Pambudhi and M. A. Sardjono, 2013, "Implications of Local Peoples' Preferences in Terms of Income Source and Land Use for Indonesia's National REDD-Plus Policy : Evidence in East Kalimantan, Indonesia," *International Journal of Environment and Sustainable Development*, 12(3) : 244-263, (DOI : 10.1504/IJESD.2013.054951).
- 磯崎博司, 2013, 「持続可能な開発に関するセーフガード——望ましいREDD+に向けて」『地球環境学』8 : 1-14.

井上：黒子の環境社会学

- Jagger, P., K. Lawlor, M. Brockhaus, M. F. Gebara, D. J. Sonwa and I. A. P. Resosudarmo, 2012, "REDD+ Safeguards in National Policy Discourse and Pilot Projects," A. Angelsen, M. Brockhaus, W. D. Sunderlin and L. V. Verchot, *Analysing REDD+: Challenges and Choices*, Center for International Forestry Research, 301-316.
- 戒能通孝, 1994, 『公害とは何か』実教出版.
- 柿澤宏昭, 2001, 「総合化と協働の時代における環境政策と社会科学——環境社会学は組織者になれるか」『環境社会学研究』7: 40-55.
- 河合真之・井上真, 2010, 「大規模アブラヤシ農園に代わる『緩やかな産業化』の可能性——東カリマンタン州マハカム川中上流域を事例として」『林業経済』63(7): 1-17.
- 菊地直樹, 2013, 「コウノトリを軸にした小さな自然再生が生み出す多元的な価値——兵庫県豊岡市田結地区の順応的なコモンズ生成の取り組み」宮内泰介編『なぜ環境保全はうまくいかないのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の可能性』新泉社, 196-220.
- 小長谷有紀, 2013, 「文化人類学の輝きを求めて」『民博通信』143: 2-7.
- 松田素二, 2013, 「現代世界における人類学的実践の困難と可能性」『文化人類学』78(1): 1-25.
- 丸山康司, 2007, 「市民参加型調査からの問いかけ」『環境社会学研究』13: 7-19.
- , 2013, 「持続可能性と順応的ガバナンス——結果としての持続可能性と『柔らかな管理』」宮内泰介編『なぜ環境保全はうまくいかないのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の可能性』新泉社, 295-316.
- 三上直之, 2005, 「環境社会学における参加型調査の可能性——三番瀬『評価ワークショップ』の事例から」『環境社会学研究』11: 117-130.
- , 2009, 『地域環境の再生と円卓会議——東京湾三番瀬を事例として』日本評論社.
- 三浦耕吉郎, 2005, 「環境のヘゲモニーと構造的差別——大阪空港『不法占拠』問題の歴史にふれて」『環境社会学研究』11: 39-51.
- 宮本憲一, 1981, 『日本の環境問題——その政治経済学的考察（増補版）』有斐閣.
- 宮内泰介, 2001, 「環境自治のしくみづくり——正統性を組みなおす」『環境社会学研究』7: 56-71.
- , 2003, 「市民調査という可能性——調査の主体と方法を組み直す」『社会学評論』53(4): 566-578.
- , 2013a, 「なぜ環境保全はうまくいかないのか」宮内泰介編『なぜ環境保全はうまくいかないのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の可能性』新泉社, 14-28.
- , 2013b, 「『ズレ』と『ずらし』の順応的ガバナンスへ」宮内泰介編『なぜ環境保全はうまくいかないのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の可能性』新泉社, 318-327.
- Nanang, M. and M. Inoue, 2000, "Local Forest Management in Indonesia: A Contradiction Between National Forest Policy and Reality," *International Review for Environmental Strategies*, 1(1): 175-191.
- 小野有五, 2006, 「シレットコ世界自然遺産へのアイヌ民族の参画と研究者の役割——先住民民族ガヴァナンスからみた世界遺産」『環境社会学研究』12: 41-56.
- Phelps, J., E. L. Webb and A. Agrawal, 2010, "Does REDD+ Threaten to Recentralize Forest Governance?" *Science*, 328: 312-313.
- Phelps, J., E. L. Webb and L. P. Koh, 2011, "Risky Business: An Uncertain Future for Biodiversity Conservation Finance Through REDD+," *Conservation Letters*, 4: 88-94.
- 佐藤仁, 2009, 「環境問題と知のガバナンス——経験の無力化と暗黙知の回復」『環境社会学研究』15: 39-53.
- 佐藤哲, 2009, 「知識から智慧へ——土着的知識と科学的知識をつなぐレジデント型研究機関」鬼頭秀

- 一・福永真弓編『環境倫理学』東京大学出版会，211-226.
- ，2013，「グローバルな価値と地域の取り組みの相互作用」宮内泰介編『なぜ環境保全はうまくいかないのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の可能性』新泉社，272-294.
- 関根久雄，2007，「対話するフィールド，協働するフィールド」『文化人類学』72(3)：361-382.
- 森林総合研究所 REDD 研究開発センター，「REDD 基礎知識」，(2014 年 6 月 8 日取得，<http://www.ffa-pri.affrc.go.jp/redd-rdc/ja/redd/basics.html>).
- スケープンス・ヘンリー，相楽美穂，2013，『REDD+プロジェクト概観 (IGES Policy Report No. 2010-10)』地球環境戦略研究機関.
- 菅豊，2013，『「新しい野の学問」の時代へ——知識生産と社会实践をつなぐために』岩波書店.
- 鈴木紀，2007，「書評：井上真編『躍動するフィールドワーク——研究と実践をつなぐ』」『文化人類学』72(3)：423-425.
- 庄司光・宮本憲一，1975，『日本の公害』岩波書店.
- 寺内大左・説田巧・井上真，2010，「ラタン，ゴム，アブラヤシに対する焼畑民の選好——インドネシア・東カリマンタン州ベシ村を事例として」『日本森林学会誌』92(5)：247-254.
- Terauchi, D., N. Imang, M. Nanang, M. Kawai, M. A. Sardjono, F. Pambudhi and M. Inoue, 2014, "Implication for Designing a REDD+ Program in a Frontier of Oil Palm Plantation Development: Evidence in East Kalimantan, Indonesia," *Open Journal of Forestry*, 4(3) : 259-277, (DOI : 10.4236/ojf.2014.43033).
- 富田涼都，2014，『自然再生の環境倫理——復元から再生へ』昭和堂.
- 鳥越皓之，1997，『環境社会学の理論と実践——生活環境主義の立場から』有斐閣.
- 鳥越皓之編，1989，『環境問題の社会理論——生活環境主義の立場から』御茶の水書房.
- 宇井純，1968，『公害の政治学』三省堂.
- 脇田健一，2009，「『環境ガバナンスの社会学』の可能性——環境制御システム論と生活環境主義の狭間から考える」『環境社会学研究』15：5-24.

謝 辞

「環境社会学研究」に掲載された実践論や政策論に関連する論文の整理については，博士課程学生である有田ゆり子さん，石橋弘之さん，大橋麻里子さん，横内智則さん，藤原江美子さん，および東京外国語大学（アジア・アフリカ言語文化研究所・研究機関研究員）の目黒紀夫さんによる自主ゼミ資料の一部を活用させていただいた。お礼申し上げます。

(いのうえ・まこと)

井上：黒子の環境社会学

Environmental Sociology to Play an Inconspicuous but Vital Role : Bridging Local Praxes, National Policies, and International Treaties

INOUE Makoto

The University of Tokyo
1-1-1 Yayoi, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-8657, JAPAN

The objective of this paper is to consider the effectiveness of environmental sociology in terms of practical policymaking research that connects local praxes with national policies and international treaties. Firstly, “a pincer strategy toward the state” is suggested, in which a researcher with a foothold in the local livelihood arena, one of four different policy arenas, could have a certain impact on the nation. Secondly, the role of a researcher, able to make a contribution in different ways from an organizer’s or a facilitator’s, is proposed.

Taking into account the above propositions, the paper focuses on the REDD+ (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation) global initiative to mitigate climate change as an example of policy research. A one-shot questionnaire survey based on long-term research, including participant observation, was conducted in order to discover people’s preferences in terms of land-use and income sources at four villages in the West Kutai district of East Kalimantan, Indonesia. The survey revealed that local people have strong preferences toward commercialized rubber plantations, traditional rubber gardens, and swidden agriculture, moderate preferences toward orchards and low preferences toward rattan gardens and oil palm plantations. By considering the underlying causes of such attitudes, the following policy implications emerged: it is important to design institutions from which people can expect to receive increased income, social conflicts such as those caused by land expropriation should be avoided, and the people should be able to satisfy their daily needs when the government introduces REDD+, or a brand-new international mechanism. Specifically, it is suggested that the national government should integrate the local people’s right to collect non-wood forest products into any forestry business based on the concessions provided to enterprises in the forestland where the national government has authority. A further suggestion is the establishment of incentive mechanisms by connecting carbon enterprises with forest-like land use such as orchards, rattan gardens, and traditional rubber gardens on non-forestland over which the local government has authority.

The role of the researcher to play an inconspicuous but vital role, who clarifies the policy implications of research to the relevant stakeholders involved in each policy arena, should be recognized positively in the field of environmental sociology.

Keywords: A Pincer Strategy Toward the State, REDD+, Climate Change, Indonesia, Land Use Preference